

取締役および執行役の報酬

指名委員会等設置会社である当社では、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を決定しています。

役員報酬について
http://www.nomuraholdings.com/jp/company/cg/compensation.html

野村グループの報酬の基本方針

当グループの持続的な成長と株主価値の長期的な向上、お客様への付加価値の提供ならびにグローバルな競争力と評価の向上などに資するため、「野村グループの報酬の基本方針」を定めています。この方針は、大きく分けて以下の6つの内容からなります。

1. 当社が重視する価値および戦略との合致
2. 会社、部門、個人の業績の反映
3. リスクを重視した適切な業績測定
4. 株主との利益の一致
5. 適切な報酬体系
6. ガバナンスとコントロール

取締役および執行役にかかる報酬の方針

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成され、「取締役および執行役にかかる報酬の方針」に基づき報酬委員会で決定されています。

1. ベースサラリー

ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職務ならびに関連する業界の水準などを参考に決定されています。また、ベースサラリーの一部を株式関連報酬の形で支払うことがあり、この場合、株式関連報酬には一定の権利行使制限期間を設けることにより、株主との中長期的な利益の一致を図っています。

2. 年次賞与

年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人の目標達成度、貢献度などの定性的な要素も考慮して決定されています。その水準に応じて、一部の支払いを将来に繰り延べたり、繰り延べた賞与の一部を現金ではなく、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬で支払うことがあります。このように繰り延べた報酬については、一定の事由に該当する場合、支給しない、ないしは没収する場合があります。

3. 長期インセンティブプラン

個人の職務および業績に応じて長期インセンティブプランを提供することがあります。これは、一定の業績を達成した場合に支払われ、その支払い形態は、株主との中長期的な利益の一致を図るため、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬などを利用します。

有価証券報告書
http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/library/ar/

野村グループは適切なコンプライアンス体制を構築し、グループ各社・全部署において法令遵守を徹底しています。

基本的な考え方

当グループはコンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、「野村グループ倫理規程」にコンプライアンスの基本方針を規定しています。当グループの役職員は毎年1回この規程を遵守するこ

とを宣誓しています。また、「野村『創業理念と企業倫理』の目」を定め、毎年創業の精神に基づく企業文化と企業倫理を再確認することとしています。

コンプライアンス体制

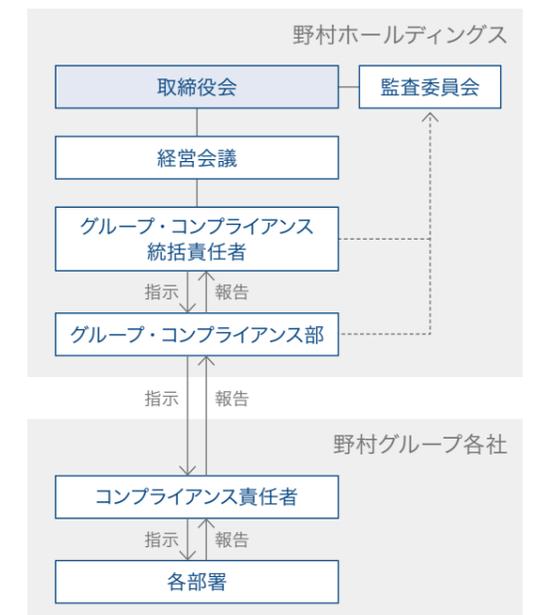
野村グループでは、グループのコンプライアンスを統括するグループ・コンプライアンス統括責任者を選任し、それを補助するグループ・コンプライアンス部を設置しています。また、グローバルなビジネス展開に対応した内部管理体制の強化、および海外拠点を含むグループ各社におけるコンプライ

アンス体制の整備・維持のため、各社にコンプライアンス責任者を設けています。

野村證券では、グループとしての取り組みに加え、コンプライアンスの具体的実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに沿って体制を構築しています。

野村證券のコンプライアンス体制

- 内部管理体制の整備および内部管理上の重要事案などにかかわる審議を行う内部管理委員会を設置し、執行役社長が委員長を務める
- コンプライアンス責任者として、日本証券業協会規則に基づき内部管理統括責任者を設ける
- 営業責任者および内部管理責任者、業務管理者を配置
- コンプライアンス機能を担う業務管理本部を配置し、社内ルールの策定やその周知徹底を行うとともに、法令諸規則の遵守、内部管理体制の強化・充実を図る



法令遵守のための施策

- 法令遵守の徹底・管理体制の整備
- コンプライアンス・ホットラインの設置
- コンプライアンス・トレーニングの実施

当グループは、グループ各社・全部署において法令遵守を徹底し、法令違反の疑いがある行為が発生しないよう、十分な管理体制を整備のうえ、業務運営を行っています。また、万一、問題が発生した場合には、経営レベルにまで漏れなく、かつ迅速に伝達され、適切に対処する組織体制を整備・構築しています。

社員が法令違反の疑いのある行為などに気づいた場合には、その情報を当グループが定めた社外取締役を含む通報受領者に直接提供する手段(匿

名も可)として、「コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。2016年3月期のコンプライアンス・ホットラインへの通報件数は19件でした。すべての案件について、状況確認のうえ、対応済みです。

また、役職員に対し、マネー・ローダリング防止、インサイダー取引防止、ファイアーウォール規制の遵守、顧客情報管理の徹底などのテーマで、コンプライアンスにかかわるトレーニングを計画的に実施しています。

高品質な金融サービスの提供

野村証券では、金融商品取引業者向けの監督指針などを踏まえて、お客様に提供する各種金融商

品およびサービスに関して、以下の取り組みを通じ、品質の向上を図っています。

野村証券の主な取り組み

- 内部管理責任者、業務管理者などの責任者を設置し、コンプライアンスおよび業務の適正性が確保される体制の構築
- 口座開設時の審査および有価証券引受時の審査の徹底
- 商品の内容について十分に精査し、正確かつわかりやすい情報提供に努める
- お客様のニーズや金融商品に関する知識、財産の状況などを総合的に勘案したうえで、金融商品取引法などの法令諸規則を遵守した商品勧誘の実施
- ご高齢のお客様に勧誘を行う場合のガイドラインの制定と、当該ガイドラインが遵守される体制の構築
- コンプライアンス研修を通じた法令諸規則および社内ルールの徹底

公正な金融取引の徹底

- 反社会的勢力との取引の排除
- 贈収賄の防止
- 利益相反管理・インサイダー取引防止

当グループでは、反社会的勢力との取引を排除するとともに、マネー・ローダリングの防止に取り組んでいます。

公務員や民間団体役員など、社外との交流についてガイドラインを定め、周知徹底を図ることで、

贈収賄を防止し、公正な取引が行われるよう努めています。

グループ・コンプライアンス部に情報を集約し、グローバルな視野に立った利益相反の管理とインサイダー情報の管理を行っています。

顧客保護と情報セキュリティ

- 顧客資産の適正な分別管理
- 情報資産・個人情報の適切な保護

当グループでは、金融商品取引法および個人情報保護法などの法令諸規則に従い、顧客資産および情報資産を適切に保護しています。

野村証券では、金融商品取引法など法令諸規則に従い、お客様のご資産と野村証券自身が保有する資産について、分別管理を適正に行っています。新日本有限責任監査法人より米国基準に準拠して顧客資産の分別管理に関する法令を遵守していると認める主旨の検証報告書を受領しています。

当グループでは、情報セキュリティに関する基本原則として「野村グループ情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産の適切な保護を図っています。特に、お客様の個人情報に関しては、個人情報保護法など関連法令の遵守に加え、「野村グループ個人情報保護方針」などに則り、厳格な取り扱いを徹底しています。詳しくは、当グループのWebサイトをご覧ください。

 野村グループ 個人情報保護方針
<http://www.nomuraholdings.com/jp/policy/privacy.html>

TOPICS

野村『創業理念と企業倫理』の日

創立90周年を迎えた2015年、野村グループは、創業の精神に基づく企業文化と企業倫理を今一度確認し、不祥事からの教訓を再認識する日として、「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定めました。毎年、「野村『創業理念と企業倫理』の日」には、海外拠点を含むグループ各社において、野村グループの創業理念と企業倫理について考え、不祥事を二度と起こさないことを野村グループ全体で決意するための施策を実施しています。